

## 「第2期愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金」の 申請受付の開始について

愛知県では、燃油価格高騰の影響を受け、厳しい状況にある貨物自動車運送事業者に対する支援として、「第2期愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金」を交付します（9月29日発表済み）。

この度、当該支援金の申請受付を2022年11月1日（火）から開始しますので、お知らせします。

受付開始に先立ち、10月25日（火）から支援金専用のコールセンター及び公式ホームページを開設します。

### 1 支援金の概要

燃油価格高騰の影響を受け、厳しい状況にある別紙の対象事業者に対し、「第2期愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金」を交付します。

※ 支援金の概要は、公式ホームページ（下記4参照）でも確認できます。

### 2 申請受付期間

2022年11月1日（火）から12月16日（金）まで（当日消印有効（郵送の場合））

### 3 支援金専用コールセンター（2022年10月25日（火）午前9時開設）

2022年10月25日（火）午前9時から「支援金専用コールセンター」で問合せを受け付けます。

【電話番号】052-433-9221

【開設時間】午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日除く）

※ 支払日に関する個別の問合せにはお答えできません。

### 4 公式ホームページ（2022年10月25日（火）午前9時開設）

事業概要や申請方法の御案内のほか、電子申請（申請専用Webページ）、交付申請書兼請求書等の様式のダウンロードなどが行えます。また、よくある質問なども掲載する予定です。

※ 電子申請は11月1日（火）午前9時から御利用いただけます。

<愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金公式ホームページ>  
以下のURLにアクセスしてください。

（右の二次元コードからもアクセスできます。）

[URL] <https://kamotsu-sien.com>



## 5 申請方法

以下の2種類の方法で申請できます。

① 電子申請	公式ホームページ内の「申請専用 Web ページ」で必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方法 ※パソコンやスマートフォンから申請できます。 ※申請後の進捗状況を Web 上で確認できます。
② 郵送申請	交付申請書兼請求書の様式に必要事項を記入し、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法

※ 交付申請書兼請求書の様式は、対象事業者へ申請受付開始日前後に郵送又はメール（前回支援金の担当者アドレス宛て）で送付します。様式は公式ホームページ、又は東三河総局及び各県民事務所産業労働課（新城設楽振興事務所は山村振興課）で入手可能です。

※ 郵送申請の場合は、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で送付してください。また、提出時は必ず控えを取り保管してください。

## 6 申請に必要な書類（提出書類）

申請の際には、以下の書類を提出いただきます。詳細は公式ホームページを御確認ください。

- (1) 交付申請書兼請求書
- (2) 振込先口座が分かる書類
- (3) 交付対象自動車の自動車検査証の写し

※ (2) 振込先口座が分かる書類については、前回の支援金の支給を受けた方については、省略可能です（ただし、前回の申請内容から変更があった場合は再度提出が必要）。

※ 郵送申請の場合、自動車検査証の写しはA4横で文字が読み取れるものを提出してください（カラー、白黒のいずれも可）。

※ 必要に応じ、他の書類を追加提出していただく場合があります。

## 7 交付時期

審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動する場合がありますので、御了承ください。

## 8 問合せ先

支援金専用コールセンター（2022年10月25日（火）午前9時開設）

【電話番号】052-433-9221

【開設時間】午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日除く）

※支払日に関する個別の問合せにはお答えできません。

## 「第2期愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金」の概要

### 1 対象事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、愛知県内に営業所を置く者。

### 2 対象自動車及び支援額

基準日時点で対象事業者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車。

ただし、2輪車及び被けん引車は除く。

【基準日】2022年11月1日（火）

#### <支援区分及び支援額>

支援区分	1台当たり支援額	支援区分の説明		
		自動車検査証の記載事項		備考
		自動車の種別	用途	
普通車	7,000円	普通	貨物	
小型車	4,000円	小型	貨物	
特種車	9,000円	普通、小型	特種	特例けん引車*を含む
		大型特殊	—	
軽自動車	4,000円	軽自動車	貨物、特種	

#### <特例けん引車制度>

- ・普通車、小型車のけん引車に対する特例です。自動車の種別が大型特殊、又は用途が特種の被けん引車（以下、「特殊・特種被けん引車」という。）と連結する場合、支援区分を特種車として扱います。
- ・申請時には、特例けん引車と特殊・特種被けん引車の両方の自動車検査証が必要です。
- ・詳細は公式ホームページを御確認ください。

#### ※特例けん引車に該当する自動車

- ・2022年11月1日時点で交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供し、特殊・特種被けん引車と連結する、自動車の種別が普通又は小型、かつ用途が貨物のけん引車

#### <貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について>

- ・2022年8月9日にパブリック・コメントとして公示された「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」における軽乗用車の取扱いについては、詳細が決まり次第、公式ホームページ等でお知らせします。